

**令和 3 年 6 月
令和 3 年第 4 回 栃木市議会定例会
議案説明書**

栃木市

番 号	件 名	
報告第 2号	令和2年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	
報告第 3号	令和2年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	
報告第 4号	令和2年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書	
報告第 5号	令和2年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書	
報告第 6号	令和2年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書	
報告第 7号	放棄した債権の報告について	
報告第 8号	一般財団法人栃木市農業公社の令和3年度事業計画書の提出について	
議案第 67号	令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 68号	小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例の制定について	1
議案第 69号	小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業施行に関する条例の制定について	2
議案第 70号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 71号	栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 72号	栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第 73号	栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第 74号	栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第 75号	栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第 76号	栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第 77号	栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第 78号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第 79号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	43

番号	件名	
議案第80号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第81号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第82号	栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案第83号	和解及び損害賠償の額の決定について	80
議案第84号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	83
議案第85号	財産の取得について（高規格救急自動車）	85
議案第86号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	86

(産業基盤整備課)

議案第 68 号

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に
関する条例の制定について

提案理由

小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業を施行するに当たり、必要な事項を定めるため、小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業施行に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(市街地整備課)

議案第 69 号

小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業施行に関する条例
の制定について

提案理由

小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業を施行するに当たり、必要な事項を定めるため、小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業施行に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

(職員課)

議案第70号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

新型コロナウイルス感染症の定義を改めること。（附則関係）

[参照条文]

議案第68号と同じ。

議案第70号（職員課）

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

現	行
(感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)	
第4条 感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当するときに支給する。	
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第6条第2項から第4項まで及び第7項から第9項までに規定する感染症(以下「感染症」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の収容その他必要な措置又は感染症の病原体の付着若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき。	
(2) 略	
2 略	
附 則	
1～4 略	
(感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)	
5 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)</u>	
<u>第1条に規定する新型コロナウイルス感染症に係る第4条第1項第1号に掲げる作業に係る感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲において規則で定める額とする。</u>	

改 正 案

(感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第4条 感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当するときに支給する。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第2項から第4項まで及び第7項から第9項までに規定する感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の収容その他必要な措置又は感染症の病原体の付着若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき。

(2) 略

2 略

附 則

1～4 略

(感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)

5 感染症法第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症に係る第4条第1項第1号に掲げる作業に係る感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲において規則で定める額とする。

(保険年金課)

議案第 71 号

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

新型コロナウイルス感染症の定義を改めること。（附則関係）

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

議案第71号（保険年金課）

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

現	行
附 則	
1～11 略	
12 細則等 (所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)</u> 附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「 <u>新型コロナウイルス感染症</u> 」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。	
13～17 略	

改 正 案

附 則

1～11 略

12 細与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき(に限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

13～17 略

(障がい福祉課)

議案第 72 号

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 目次に第3章雑則を加えること。（目次関係）
- 2 電磁的記録等に係る規定を定めること。（第46条関係）

〔参照条文〕

議案第68号と同じ。

議案第72号（障がい福祉課）

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

目次

第1章 略

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第45条の2）

附則

改 正 案

目次

第1章 略

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第45条の2）

第3章 雜則（第46条）

附則

第3章 雜則

（電磁的記録等）

第46条 障がい者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障がい者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(障がい福祉課)

議案第 73 号

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基
準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指
定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定障がい者支援施設の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、
議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 目次に第3章雑則を加えること。（目次関係）
- 2 電磁的記録等に係る規定を定めること。（第60条関係）

[参照条文]

議案第68号と同じ。

議案第73号（障がい福祉課）

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正

現	行
---	---

目次

第1章 略

第2章 指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節・第2節 略

第3節 運営に関する基準（第9条－第59条）

附則

する条例

改 正 案

目次

第1章 略

第2章 指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節・第2節 略

第3節 運営に関する基準（第9条—第59条）

第3章 雜則（第60条）

附則

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第60条 指定障がい者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項、第14条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障がい者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(障がい福祉課)

議案第 74 号

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の
改正を行う必要が生じたため、栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を
求めるもの。

◎改正の概要

- 1 目次に第 10 章雑則を加えること。 (目次関係)
- 2 電磁的記録等に係る規定を定めること。 (第 91 条関係)

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

議案第74号（障がい福祉課）

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

現	行
---	---

目次

第1章～第8章 略

第9章 多機能型に関する特例（第88条～第90条）

附則

例

改 正 案
目次
第1章～第8章 略
第9章 多機能型に関する特例（第88条～第90条）
<u>第10章 雜則（第91条）</u>
附則
<u>第10章 雜則</u>
<u>（電磁的記録等）</u>
<u>第91条 障がい福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもの</u> <u>のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本</u> <u>その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有</u> <u>体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの</u> <u>（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的</u> <u>方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記</u> <u>録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことがで</u> <u>きる。</u>
<u>2 障がい福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類す</u> <u>るもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定</u> <u>されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等</u> <u>の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつ</u> <u>つ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識する</u> <u>ことができない方法をいう。）によることができる。</u>

(障がい福祉課)

議案第 75 号

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指
定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定障がい福祉サービ
スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 目次に第 18 章雑則を加えること。 (目次関係)
- 2 字句の整理を行うこと。 (第 210 条関係)
- 3 電磁的記録等に係る規定を定めること。 (第 211 条関係)

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

議案第75号（障がい福祉課）

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の

現	行
目次	
第1章～第16章 略	
第17章 山間のへき地その他の地域における基準該当障がい福祉サービスに関する基準 (第206条～第210条)	
附則	
(準用)	
第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、 第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から 第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第 88条から第90条まで、第91条（第10号を除く。）及び第92条から第94条までの 規定は、特定基準該当障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第 10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第94条」と、 第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21 条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する 第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2 項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第8 4条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第21 0条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業 者等」とあるのは「障がい福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事 業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」と あるのは「その提供する特定基準該当障がい福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、 第60条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障がい福祉サービス計画のうち 特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係 る計画にあっては、3月）」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第 210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第 210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中	

一部を改正する条例

改 正 案

目次

第1章～第16章 略

第17章 山間のへき地その他の地域における基準該当障がい福祉サービスに関する基準
(第206条～第210条)

第18章 雜則(第211条)

附則

(準用)

第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、
第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から
第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第
88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)及び第92条から第94条までの
規定は、特定基準該当障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第
10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第94条」と、
第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21
条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する
第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2
項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、
第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第8
4条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第21
0条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業
者等」とあるのは「障がい福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事
業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」
とあるのは「その提供する特定基準該当障がい福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、
第60条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障がい福祉サービス計画のうち
特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係
る計画にあっては、3月)」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第
210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるの
は「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中

現 行

「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 略

改 正 案

「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 略

第18章 雜則

(電磁的記録等)

第211条 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第198条の3第1項（第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障がい福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認

現

行

改 正 案

識することができない方法をいう。) によることができる。

(障がい福祉課)

議案第 76 号

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福
祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う
必要が生じたため、栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

電磁的記録等に係る規定を定めること。（第 18 条関係）

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

議案第 76 号（障がい福祉課）

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行

改 正 案

(電磁的記録等)

第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(障がい福祉課)

議案第 77 号

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

電磁的記録等に係る規定を定めること。（第 20 条関係）

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

議案第 77 号（障がい福祉課）

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行

改 正 案

(電磁的記録等)

第20条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(高齢介護課)

議案第 78 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における第 7 段階と第 8 段階を区分する基準所得金額を改めること。（第 3 条関係）

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

第3章 保険料

（保険料率）

第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)～(6) 略

(7) 次のいずれかに該当する者 93, 568円

ア 合計所得金額が125万円を超える200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 107, 964円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(9)～(13) 略

2～4 略

改 正 案

第3章 保険料

(保険料率)

第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)～(6) 略

(7) 次のいずれかに該当する者 93, 568円

ア 合計所得金額が125万円を超える210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 107, 964円

ア 合計所得金額が210万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(9)～(13) 略

2～4 略

(保育課)

議案第79号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 目次に第4章雑則を加えること。（目次関係）
- 2 保育室等を3階以上に設ける建物の要件を改めること。（第22条関係）
- 3 児童の遊びを指導する者の要件を改めること。（第30条関係）
- 4 電磁的記録等に係る規定を定めること。（第33条関係）
- 5 法律番号を削ること。（附則関係）

〔参考条文〕

議案第68号と同じ。

議案第79号（保育課）

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
目次	
第1章・第2章 略	
第3章 児童厚生施設（第29条—第32条）	
第2章 保育所 (設備の基準)	
第22条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。	
(1)～(7) 略	
(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、 <u>次のイからクまで</u> <u>の要件</u> に該当するものであること。	
ア <u>建築基準法</u> （昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（ <u>同号イ</u> に該当するものを除く。）であること。	
イ～ク 略	
(職員)	
第30条 略	
2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。	
(1) <u>地方厚生局長等</u> の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	
(2)～(4) 略	
(5) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u>	
(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適當と認めたもの	
ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術	

改 正 案

目次

第1章・第2章 略

第3章 児童厚生施設（第29条－第32条）

第4章 雜則（第33条）

附則

第2章 保育所

(設備の基準)

第22条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。

イ～ク 略

(職員)

第30条 略

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(4) 略

(5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの

ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術

現 行

学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

イ～エ 略

附 則

- 4 第24条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

改 正 案

学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ～エ 略

第4章 雜則

(電磁的記録)

第33条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

4 第24条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

(保育課)

議案第80号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 目次に第6章雑則を加えること。（目次関係）
- 2 字句の整理を行うこと。（第6条及び第16条関係）
- 3 引用条項を改めること。（第23条関係）
- 4 居宅訪問型保育事業者の保育内容を改めること。（第37条関係）
- 5 電磁的記録等に係る規定を定めること。（第49条関係）
- 6 食事の提供の経過措置を改めること。（附則関係）

[参照条文]

議案第68号と同じ。

議案第80号（保育課）

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
目次	
第1章～第4章 略	
第5章 事業所内保育事業（第42条～第48条）	
附則	
（保育所等との連携）	
第6条 略	
2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を <u>適用しないこと</u> ができる。	
(1)・(2) 略	
3 略	
（食事の提供の特例）	
第16条 略	
2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。	
(1)～(3) 略	
(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、 <u>乳幼児</u> の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適當と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。 <u>附則第2条第2項において同じ。</u> ）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）	
（職員）	
第23条 略	

改 正 案

目次

第1章～第4章 略

第5章 事業所内保育事業（第42条～第48条）

第6章 雜則（第49条）

附則

(保育所等との連携)

第6条 略

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)・(2) 略

3 略

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1)～(3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(職員)

第23条 略

現 行
2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。
(1) 略
(2) 法第18条の5各号及び <u>法第34条の20第1項第4号</u> のいずれにも該当しない者
3 略
 (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 (5) 略
附 則

改 正 案

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 略
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 略

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) 略

第6章 雜則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

現	行
(食事の提供の経過措置)	
第2条 略	
2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（ <u>第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。</u> ）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。	

改 正 案

(食事の提供の経過措置)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(建築指導課)

議案第 81 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料の区分を改めること。

(別表第 2 関係)

[参照条文]

議案第 68 号と同じ。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～4 6 略	略	略
4 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項及び49の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第2条第3号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び52の項において「建築物エネルギー消費性能基準」と</p>

改 正 案

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～4 6 略	略	略
4 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項及び49の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第2条第1項第3号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び52の項において「建築物エネルギー消費性能基</p>

現 行

いう。) であつて、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。) を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 2,000 平方メートル未満の場合 35,000 円

イ～オ 略

(2) 標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。) を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

改 正 案

準」という。) であって、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。) を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 1,000 平方メートル未満の場合 25,000 円

イ 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の場合 35,000 円

ウ～カ 略

(2) 標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。) を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 1,000 平方メートル未

現 行

ア 床面積の合計が 2,000 平方メートル未満の場合 39,000 円

イ～オ 略

2 1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) モデル建物法を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 2,000 平方メートル未満の場合 130,000 円

イ～オ 略

改 正 案

満の場合 29,00

0円

イ 床面積の合計が 1,
000 平方メートル以
上 2,000 平方メー
トル未満の場合 39,
000 円

ウ～カ 略

2 1に掲げる建築物以外の
建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) モデル建物法を用いる
場合 次に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ次
に定める金額

ア 床面積の合計が 1,

000 平方メートル未

満の場合 100,0

00円

イ 床面積の合計が 1,
000 平方メートル以
上 2,000 平方メー
トル未満の場合 13
0,000 円

ウ～カ 略

現 行		
		(2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		<p>ア 床面積の合計が 2,000 平方メートル未満の場合 330,000 円</p> <p>イ～オ 略</p>
4 8 略	略	略
4 9 略	略	略
5 0 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額	
<u>第 29 条第 1 項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額	
	(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第 30 条第 1 項第 1 号</u> に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の	

改 正 案

(2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 1,

0 0 0 平方メートル未

満の場合 2 6 0, 0

0 0 円

イ 床面積の合計が 1,

0 0 0 平方メートル以

上 2, 0 0 0 平方メー

トル未満の場合 3 3

0, 0 0 0 円

ウ～カ 略

4 8 略	略	略
4 9 略	略	略
5 0 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額	<p><u>第 3 4 条第 1 項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第 3 5 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（品確法第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の</p>

現 行

向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。) の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申請 (ア及びイに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(ア)・(イ) 略

(ウ) 非住宅部分について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	9,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	25,000円
略	略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申請 (ア及びイに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(ア)・(イ) 略

(ウ) 非住宅部分 (モデル建物法 (建築物エネルギー消

改 正 案

向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。) の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申請 (ア及びイに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(ア)・(イ) 略

(ウ) 非住宅部分について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	9,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	15,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	25,000円
略	略

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア・イ 略

ウ 一の建築物全体に係る申請 (ア及びイに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(ア)・(イ) 略

(ウ) 非住宅部分 (モデル建物法 (建築物エネルギー消

現 行

費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。) を用いるものに限る。) について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	80,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	130,000円
略	略

(イ) 非住宅部分 (標準入力法・主要室入力法 (建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。) を用いるものに限る。) について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	210,000円
300平方メートル以上	330,000円

改 正 案

費性能誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。次項において同じ。) を用いるものに限る。) について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	80,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	100,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	130,000円
略	略

(エ) 非住宅部分 (標準入力法・主要室入力法 (建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、市長が指定するものをいう。次項において同じ。) を用いるものに限る。) について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	210,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	260,000円
1,000平方メートル以上	330,000円

現 行	
	上 2, 0 0 0 平方メー トル未満の場合
	略 略
5 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第31条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	
5 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第36条第1項</u> の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物全体に係る申請 ((1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 非住宅部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 床面積の合計が<u>300</u>平方メートル以上 2, 0 0</p>

改 正 案

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ル以上 2, 000 平方</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td>メートル未満の場合</td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	ル以上 2, 000 平方		メートル未満の場合		略	略
ル以上 2, 000 平方							
メートル未満の場合							
略	略						
5 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第36条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略						
5 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第41条第1項</u> の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一の建築物全体に係る申請 ((1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 非住宅部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満の場合 15, 000 円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が <u>1, 000 平方メートル以上 2,</u></p>						

現 行

0 平方メートル未満の場合 25, 000 円

(イ)～(カ) 略

2 1 に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)～(6) 略

(7) 一の建築物全体に係る申請 ((1)から(6)までに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

ア～カ 略

キ 非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 略

(イ) 床面積の合計が300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満の場合 130, 000 円

(ウ)～(カ) 略

ク 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 略

(イ) 床面積の合計が300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満の場合 330, 000 円

(ウ)～(カ) 略

改 正 案

000平方メートル未満の場合 25,000円

(イ)～(ヰ) 略

2 1に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)～(6) 略

(7) 一の建築物全体に係る申請 ((1)から(6)までに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

ア～カ 略

キ 非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 略

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の場合 100,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の場合 130,000円

(エ)～(ヰ) 略

ク 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 略

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の場合 260,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の場合 330,000円

(エ)～(ヰ) 略

(監査委員事務局)

議案第 82 号

栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

固定資産評価審査委員会に提出する審査申出書等への押印を要しないこととするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

押印に係る規定を改めること。

(第4条、第7条から第9条まで及び第12条関係)

[参照条文]

議案第68号と同じ。

議案第82号（監査委員事務局）

栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

現	行
(審査の申出)	
第4条 略	
2・3 略	
4 <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u>	
5・6 略	
(審査申出人の口頭による意見陳述)	
第7条 略	
2 略	
3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに <u>署名押印しなければならない。</u>	
(1)～(3) 略	
(口頭審理)	
第8条 略	
2～4 略	
5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに <u>署名押印しなければならぬ。</u>	
(1)～(3) 略	
6・7 略	
8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに <u>署名押印しなければならない。</u>	
(1)～(5) 略	
(実地調査)	
第9条 略	
2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに <u>署名押印しなければならない。</u>	

改 正 案

(審査の申出)

第4条 略

2・3 略

4・5 略

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第7条 略

2 略

3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記が
これに署名しなければならない。

(1)～(3) 略

(口頭審理)

第8条 略

2～4 略

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名し、又は記名押印しな
ければならない。

(1)～(3) 略

6・7 略

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が
これに署名しなければならない。

(1)～(5) 略

(実地調査)

第9条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が
これに署名しなければならない。

現 行

(1)～(4) 略

(議事についての調書)

第12条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記
がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) 略

改 正 案

(1)～(4) 略

(議事についての調書)

第12条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に關与した委員及び調書を作成した書記
がこれに署名しなければならない。

(1)～(4) 略

和解及び損害賠償の額の決定について

提案理由

市が令和 2 年 3 月に売却した千塚産業団地分譲地内の土地から発見された地中埋設物を処分することに関する和解及び当該地中埋設物の撤去に伴い、相手方が支払った地盤改良費相当額を損害賠償の額として決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

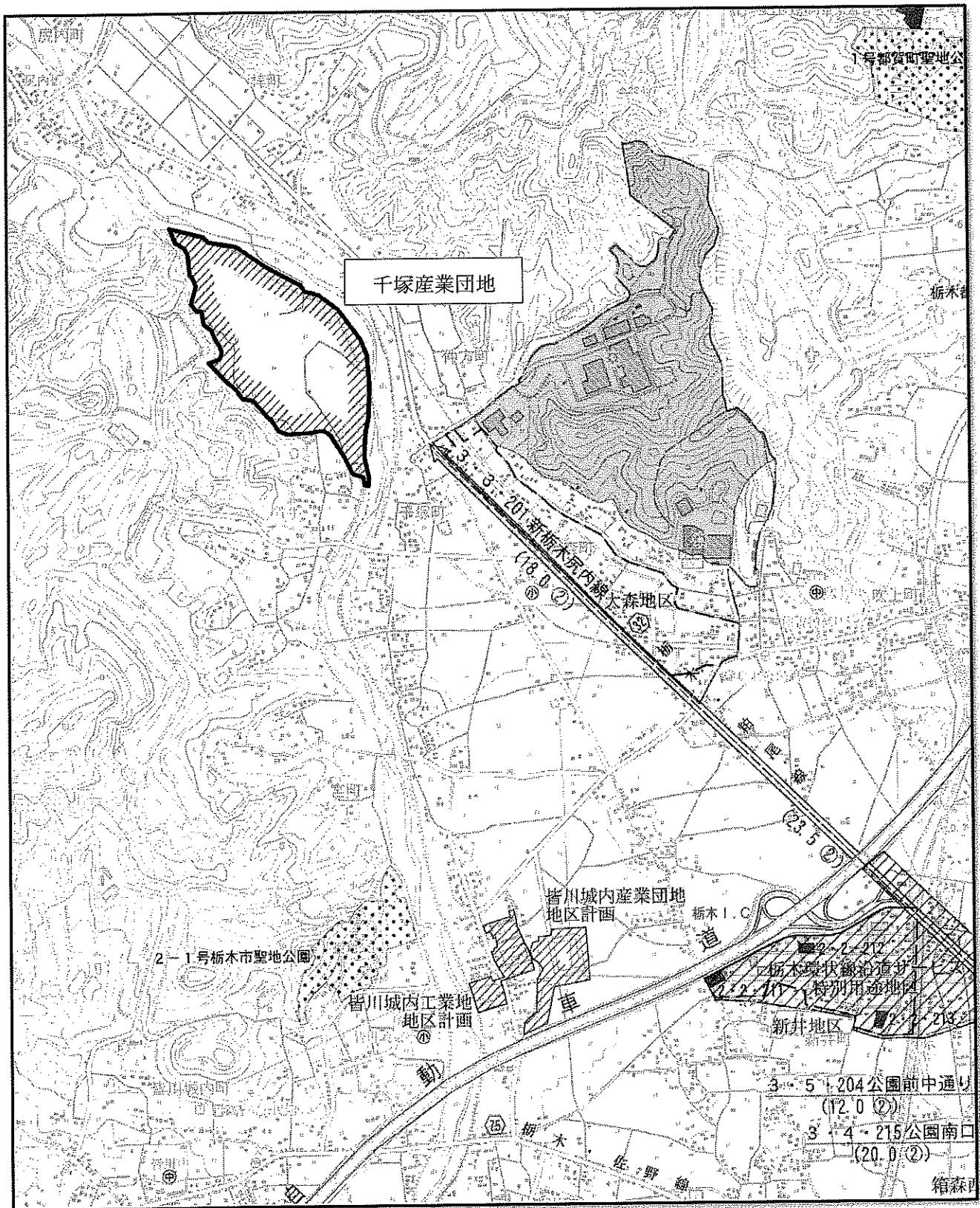
(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1

項において準用する場合を含む。) の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟 (以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」をいう。) に係るものと除く。) 、和解 (普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものと除く。) 、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14) 以下略

位置図



(消防総務課)

議案第84号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防団に配備中の消防ポンプ自動車3台が老朽化したため、消防ポンプ自動車3台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5, 000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(警 防 課)

議案第 85 号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防署に配備中の高規格救急自動車 1 台が老朽化したため、高規格救急自動車 1 台を購入することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 84 号と同じ。

(警防課)

議案第 86 号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防署大平分署に配備中の消防ポンプ自動車 1 台が老朽化したため、
消防ポンプ自動車 1 台を購入することについて、地方自治法第 96 条第 1 項
第 8 号の規定により議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 84 号と同じ。

